

議案第130号

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例

川崎市葬祭条例（昭和27年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

種 別	金 額		付 記	
	市内居住者	市外居住者		
火葬料1体	4,500円	60,000円	12歳以上	
	3,000円	30,000円	12歳未満	
	1,500円	15,000円	死産児	
遺体保管料1体1回	1,000円	3,000円		
休憩室使用料1回	かわさき南部斎苑	4,000円	12,000円	50人用
	かわさき北部斎苑 A	4,000円	12,000円	50人用
	かわさき北部斎苑 B	2,000円	6,000円	25人用

齋場 使用料 1 回	かわさき 南部 齋苑	A	区画しない 場合	80,000円	240,000円	200人用	(1) 通夜及び 告別式をも って1回と する。 (2) 通夜又は 告別式のみ に使用する 場合の使用 料について は、それぞ れの額の2 分の1の額 とする。	
			区画する場 合	40,000円	120,000円	100人用		
		B	区画しない 場合	40,000円	120,000円	100人用		
			区画する場 合	20,000円	60,000円	50人用		
		C		20,000円	60,000円	50人用		
	かわさき 北部 齋苑	A			60,000円	180,000円		200人用
		B			30,000円	90,000円		100人用
		C	区画しない 場合	15,000円	45,000円	50人用		
			区画する場 合	7,500円	22,500円	25人用		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

かわさき北部齋苑に休憩室及び齋場を増設することに伴い、これらの施設の使用料を設定するため、この条例を制定するものである。